

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則 第 1 条～第 10 条 (省 略) (発行日取引を行っている新株式の評価の特例) 第11条 発行日取引を行っている新株式については、<u>第 9 条の規定にかかわらず、次の各号に定める価格</u>により評価するものとする。 (1) 当該新株式の最終相場及び気配相場がなく、かつ旧株式の最終相場が新株式の直近の評価値（計算日の直近の営業日における当該新株式の評価額をいう。以下この条において同じ。）より 1 割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場 (2) 当該新株式の最終相場がなく気配相場のみで、かつ旧株式の最終相場が、新株式を第 8 条各項の規定に基づき評価した価額より 1 割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場 2 前項の規定に基づき旧株式の最終相場で評価することとなった日の翌営業日以降の当該新株式は、<u>次の各号に掲げる場合は、</u>当該各号に定める<u>価格</u>により評価するものとする。 (1) 当該新株式の最終相場がある場合 当該最終相場 (2) 当該新株式の気配相場のみの場合 当該気配相場。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該新株式の気配相場より 1 割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則 第 1 条～第 10 条 (同 左) (発行日取引を行っている新株式の評価の特例) 第11条 発行日取引を行っている新株式について、<u>次に掲げる場合には、第 9 条の規定にかかわらず当該各号に定める価額</u>により評価するものとする。 (1) 当該新株式の最終相場及び気配相場がなく、かつ旧株式の最終相場が新株式の直近の評価値（計算日の直近の営業日における当該新株式の評価額をいう。以下この条において同じ。）より 1 割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場 (2) 当該新株式の最終相場がなく気配相場のみで、かつ旧株式の最終相場が、新株式を第 8 条各項の規定に基づき評価した価額より 1 割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場 2 前項の規定に基づき旧株式の最終相場で評価することとなった日の翌営業日以降の当該新株式の<u>評価</u>は、次に掲げる場合<u>について</u>当該各号に定める<u>価額</u>により評価するものとする。 (1) 当該新株式の最終相場がある場合 当該最終相場 (2) 当該新株式の気配相場のみの場合 当該気配相場。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該新株式の気配相場より 1 割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場

新	旧
(3) 当該新株式の最終相場及び気配相場がない場合 直近の日の評価値。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該評価値より1割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場 第12条～第15条 (省 略) 第3章 転換社債並びに新株引受権証券及び証書等の評価 (国内転換社債等の評価) 第16条 取引所に上場されている転換社債及び会社法(平成17年法律第86号)第236条第1項第3号に規定する財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法(明治32年法律第48号)第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。)(以下「転換社債等」という。)は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。 2～4 (省 略) 第17条～第25条 (省 略) (出資証券等の評価) 第26条 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金商法第2条第1項第6号に規定する出資証券をいう。)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)に規定する優先出資証券(金商法第2条第1項第7号に規定する優先出資証券をいう。)及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金商法第2条第1項第8号に規定する証券を	(3) 当該新株式の最終相場及び気配相場がない場合 直近の日の評価値。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該評価値より1割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場 第12条～第15条 (同 左) 第3章 転換社債並びに新株引受権証券及び証書等の評価 (国内転換社債等の評価) 第16条 取引所に上場されている転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。)(以下「転換社債等」という。)は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。 2～4 (同 左) 第17条～第25条 (同 左) (出資証券等の評価) 第26条 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金商法第2条第1項第6号に規定する出資証券をいう。)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)に規定する優先出資証券(金商法第2条第1項第7号に規定する優先出資証券をいう。)及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金商法第2条第1項第8号に規定する証券を

新	旧
いう。) (以下「出資証券等」という。)のうち取引所に上場されているものは、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。 2 第21条の規定は、出資証券等のうち取引所に上場されていない出資証券等 (以下「未上場出資証券等」という。)の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等 (以下「公社債等」という。))とあるのは「未上場出資証券等」と、<u>同条</u>第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該未上場出資証券等」と読み替えるものとする。 3 前二項の規定は、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものについて<u>それぞれ</u>準用する。 第27条 (省 略) (市場デリバティブ取引の評価等) 第28条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引 (金商法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成12年政令第480号、以下「政令」という。))第3条第10号イ、ハ及びニに規定する商品投資<u>等</u>取引のうち商品市場において行う取引をいう。)は、当該取引所が発表する計算日の清算値段又は帳入値段 (以下「清算値段等」という。)で評価するものとする。 なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。 2 (省 略) (以下略)	いう。) (以下「出資証券等」という。)のうち取引所に上場されているものは、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。 2 第21条の規定は、出資証券等のうち取引所に上場されていない出資証券等 (以下「未上場出資証券等」という。)の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等 (以下「公社債等」という。))とあるのは「未上場出資証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該未上場出資証券等」と読み替えるものとする。 3 前2項の規定は、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものについて<u>夫々</u>準用する。 第27条 (同 左) (市場デリバティブ取引の評価等) 第28条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引 (金商法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成12年政令第480号、以下「政令」という。))第3条第10号イ、ハ及びニに規定する商品投資取引のうち商品市場において行う取引をいう。)は、当該取引所が発表する計算日の清算値段又は帳入値段 (以下「清算値段等」という。)で評価するものとする。 なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。 2 (同 左) (同 左)

新	旧
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和7年〇月〇日から実施する。</u>	